（書類3　記載例）

審　査　票	市内　市外	コード	種目変更 有（工／測）・　無		1次審査	2次審査
申請者　※会社名等（商号、屋号又は名称）を記入	資格 物	主たる種目（工／測） / 従たる種目（工／測） ※2種目登録できる場合のみ記入	変更前種目	変更後種目		
株式会社京都商事	工 / 測					

書類番号		意点等	提出時確認	審	不備の内容等
1					
2	到達確認画面				
3	審査票（この用紙）				
4	印鑑証明書	・写し可。ただし、写しの場合は**印影及び文字が鮮明**なもの。 ※不鮮明な場合は原本の提出を求めることがあります。			
5	「使用印鑑届」 又は 「委任状兼使用印鑑届」	<受任者設定> なし：「使用印鑑届」 あり：「委任状兼使用印鑑届」 ・実印は登録しているもの、**使用印／併用印は手引記載の要件に該当**するもの。			
6	はがき（京都市競争入札参加資格【物品】の更新手続のご案内）	・**物品資格更新**申請業者のみ必要 ・令和5年5月末頃に郵送済 ・紛失等の場合は提出がなくともやむを得ないものとする			
7	履歴事項全部証明書	・発行日がR5.3.14以降。 ・写 … **文字が鮮明** … の。 ※不 … る場合は原 … す。			
8	納税証明書（国税等）	・発 ・写し可。ただし、写しの場合は**文字が鮮明**なもの。 ※不鮮明な場合は原本の提出を求めることがあります。			
9	確定申告書　及び （白色申告）収支内訳書 （青色申告）青色申告決算書	・物品の個人事業主のみ。			
工　　事	※「工事」の資格を申請しない者は10～14記入不要				
10	建設業許可証明書又は通知書	・許可を得ている全ての業許可 ・許可日がH30.6.14以降（R5.6.13時点有効）			
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・審査基準日R3.11.14以降（R5.6.13時点有効）、通知日R5.6.13以前で、登録種目のＰ点が必要。 ・社会保険欄「無」は、別途証明書等を添付			
12	技術職員名簿	書類１１の申請時に添付したもの。 ・必要事項について加筆等あり。（手引Ｐ２３）			
13	技術者経歴書	**【原則として小修繕種目登録者のみ】** ・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。			
14	法人化以前の営業確認	・直近1年間で法人化等により同一人格として営業継続性が証明できない場合等。			
	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	・組合のみ提出。			
	京都市指定給水装置工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR5.6.13よりも前で、有効期限がR5.6.14以降			
	京都市指定下水道工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR5.6.13よりも前で、有効期限がR5.6.14以降			
測　量　・　設　計　等	※「測量・設計等」の資格を申請しない者は15～20記入不要				
15	登録証明書	・R4.6.14以前登録で、R5.6.13現在有効			
16	技術者経歴書（測量・設計等）	・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。			
17	現況報告書等	・測量、土木設計、地質調査、補償コンサルタント登録申請者			
18	財務諸表等	・補償コンサルタント以外の補償・調査その他、建築設計、設備設計登録申請者			
19	技術者の資格証明書等	（書類16）記載の技術者のうち、（書類17）で確認できない者の資格と雇用証明を添付している。			
20	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	組合のみ			

記入不要

申請したものと同じ「商号又は名称」

申請する資格に「〇」を付ける
※「工事」又は「測量・設計等」と、「物品」の２資格の場合は、「工」又は「測」に「〇」と、「物」に「〇」

登録希望の種目を記入する。（**市役所の種目**。市役所登録がなければ交通局又は上下水道局の種目）
※物品は記入不要
※市役所は、一定の条件を満たす場合のみ、「工事」は「土木」「建築」、「測量・設計等」は「測量」「土木設計」の２種目登録が可能

記入不要

「工事」又は「測量・設計等」で、**「種目変更」（登録済み種目を別種目に変更）する場合のみ、「有」及び「工」又は「測」に「〇」**を付け、現在登録している種目を「変更前種目」に、登録を希望する種目を「変更後種目」に記入する。

記入不要

提出前に最終確認し、**提出する書類に「〇」や「レ」**を付ける